

# 選挙の投票がしやすくなりました

公職選挙法の一部が改正され、新たに「期日前投票制度」が創設されました。また、郵便等による不在者投票の対象者も拡大され、併せて「代理記載制度」が創設されるなど、有権者がより投票しやすいようになりました。今回は、これらの内容についてお知らせします。

## 期日前投票制度

投票日前でも、直接投票箱に投票できます

公職選挙法の改正により、従来の不在者投票のうち、選挙人名簿登録地(住んでいるところ)の選挙管理委員会で行っていた不在者投票が、「期日前投票」となりました。投票用紙を内封筒・外封筒に入れて、それに署名する手続きは不要になり、直接投票箱に投函することができます。

名簿登録地以外の場所での不在者投票(病院・老人ホーム等の指定施設、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票)、郵便等による不在者投票は、引き続き「不在者投票」として存続しています。

ただし、投票の期間は「期日前投票」「不在者投票」ともに、公示日または告示日の翌日から投票日の前日までとなりました。

## 制度の内容

対象となる投票

名簿登録地(住んでいるところ)の

市区町村で行う投票

投票を行うことができる人

投票日に、仕事や買い物、旅行、

病気、冠婚葬祭などの予定があり、

投票所に行けない人

投票期間

公示日または告示日の翌日から投票

日の前日まで

投票場所

期日前投票所(市役所内に設ける予定)

投票時間

午前8時30分から午後8時まで

投票の手続き

「受付」

投票日に投票所に行けない理由

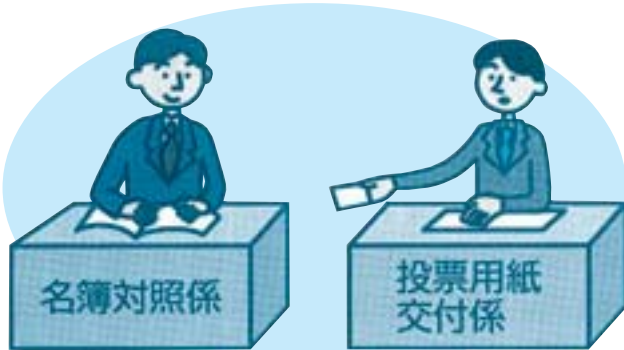
などを「宣誓書」に記入します。印

鑑は必要ありません。

「投票用紙の交付」

選挙人名簿との対照の後、投票

用紙の交付を受けます。



## 「投票」

記載台で候補者の氏名などを記入し、投票用紙を直接投票箱に入れます（投票用紙を内封筒・外封筒に入れて、それに署名する手続きは不要になりました）。



注<sup>11</sup>「期日前投票制度」は、平成15年12月1日より施行されました。

## 郵便等による不在者投票

対象者が拡大されました  
郵便等投票制度は、重度の身体障害などにより投票所に行くことが困難な人が自宅で投票できるように設けられたものです。

公職選挙法の改正により、介護保険の被保険者証に介護状態区分が「要介護5」と記載された人は、新たに郵便等による不在者投票をすることができるようになりました。この制度を利用するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

### 郵便等による不在者投票ができる人

- 身体障害者手帳をもっている人
- 両下肢または体幹の障害が、1級または2級の人
- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級または3級の人
- 免疫の障害が1級から3級までの人
- 両下肢等の障害が上記の程度に該当することについて知事が証明した人
- 戦傷病者手帳をもっている人
- 両下肢又は体幹の障害が特別項症

から第2項症の人

- 内臓機能の障害が特別項症から第3項症の人

・両下肢等の障害が上記の程度に該当することについて知事が証明した人

介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人

### 申請の手続き

申請書（申請者本人の署名が必要）に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて市選挙管理委員会へ申請（申請手続きは代理の人で可）します。後日、「郵便等投票証明書」が郵便等で自宅に送付されます。  
○申請は選挙に関係なく、いつでも受け付けています。

### 代理記載制度

代理記載制度も創設されました  
郵便等による不在者投票ができる人で、さらに次の要件に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票に関する代理記載をさせることができるようになります。

身体障害者手帳をもっている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程

度が1級」と記載されている人  
戦傷病者手帳をもっている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」の人

注<sup>12</sup>「郵便等による不在者投票」の対象者の拡大と「代理記載制度」は、平成16年3月1日より施行されました。



くわしくは市選挙管理委員会（☎22-1111内線3152）へ。